

町税等の納付に「FamiPay請求書支払い」が利用できます

町税等の納付方法として「FamiPay請求書支払い」が利用できるようになりました。町から発行されているバーコード付の納付書が対象となります。

このほか、「PayPay請求書払い」、「auPAY請求書払い」が利用できます。

各種決済アプリでバーコードを読み取り、時間や場所を問わず納付できますので、ぜひご利用ください。

■お問い合わせ先

役場出納室
(TEL 29-3902)

令和7年度犬のしつけ方教室を開催します

◆日時

9月6日(土) 10時30分～
(※受付は10時10分～)

◆会場

鹿角市アムニティパーク体育館

◆対象範囲

県内のペット犬飼育者(※

飼い犬同伴)15組程度

◆内容

散歩の仕方、褒め方・叱り方など日常生活の接し方等

◆申し込み・お問い合わせ先

秋田県動物愛護センター県北支所
(TEL 0186-52-3953)

第34回暴力団壊滅秋田県民大会を開催します

◆開催日時

9月12日(金) 13時30分～16時(開場12時30分)

◆会場

秋田芸術劇場ミルハスホール

◆対象範囲

どなたでも無料で参加可能
申込不要

◆内容

プロムナードコンサート
(県警音楽隊)、功労者表彰、大会宣言、特別講演等

◆お問い合わせ先

公益財団法人暴力追放運動推進センター
(TEL 018-824-8989)

「子どもの人権相談」強化週間のご案内

法務省では、次のとおり「子どもの人権相談」強化週間を実施し、皆様方からのご相談をお受けします。相談は無料

で、人権擁護委員及び法務局職員が平日夜間及び土日にも相談に応じます。相談内容についての秘密は厳守します。

◆実施期間

8月27日(水)から9月2日(火)

平日 8時30分～19時
土日 10時～17時

◆相談電話

こどもの人権110番
(TEL 0120-007-110)

※通話無料

◆SNS

LINEじんけん相談
・アカウント名 法務局LINE
・検索ID @linejinken
soudan

法務局職員による出前講座について

秋田地方法務局では、相続登記の義務化、自筆証書遺言書保管制度等、新たな制度についての出前講座を行っています。

町内会や公民館等、皆様のごところに法務局職員を派遣して、わかりやすく説明しますので、是非ご利用ください。

◆対象

10人以上のグループ

◆申し込み・お問い合わせ先

秋田地方法務局総務課
(TEL 018-862-6531)

アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします

公益財団法人人権教育啓発推進センターは、相談無料の電話相談を行っています。日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別等、何でもご相談ください。

◆受付・時間

月曜日から金曜日
9時～17時

◆専用フリーダイヤル

(TEL 0120-771-208)

土地の境界でお困りはありませんか？

秋田地方法務局と秋田境界ADR相談室では、連携して境界問題の解決を支援します。

◆内容

【筆界特定制度】法務局の職員が専門家の意見を踏まえて、申請者等の意見に拘束されず、真実の筆界を特定します。

【土地家屋調査士会ADR制度】土地家屋調査士及び弁護士が相談・調停を行い、柔軟に問題解決のお手伝いをします。

◆お問い合わせ先

秋田地方法務局登記部門
筆界特定室
(TEL 018-862-1442)

秋田境界ADR相談室
(TEL 018-896-1220)

サテライト相談

見えない・見えにくいことで生活や学習、仕事、育児などの悩みをお持ちの方及びその家族、関係者の方の相談に応じます。希望者は、事前に予約してください。

◆日時

9月17日(水)、10月15日(水)、11月19日(水)、12月3日(水)
時間はいずれも13時30分～15時30分

◆会場

大館市上川沿公民館

◆お問い合わせ先

秋田県立視覚支援学校ロービジョン支援センター
(TEL 018-889-8571)

電気の安定供給に向けて情報提供をお願いします

例年、9月にかけて蕨(つた)が電柱や支線をつたって成長し、電線などに触れることにより停電が発生する場合があります。停電の未然防止のため、電柱や支線への蕨の